

「気候変動適応策に関する国際的 取り組み—最近の国際交渉の現状をふまえて」

2013年5月15日(水)

サステナビリティ・サイエンス・コンソーシアム
公開シンポジウム「気候変動に適応した自然共生社会の実現に向けて」

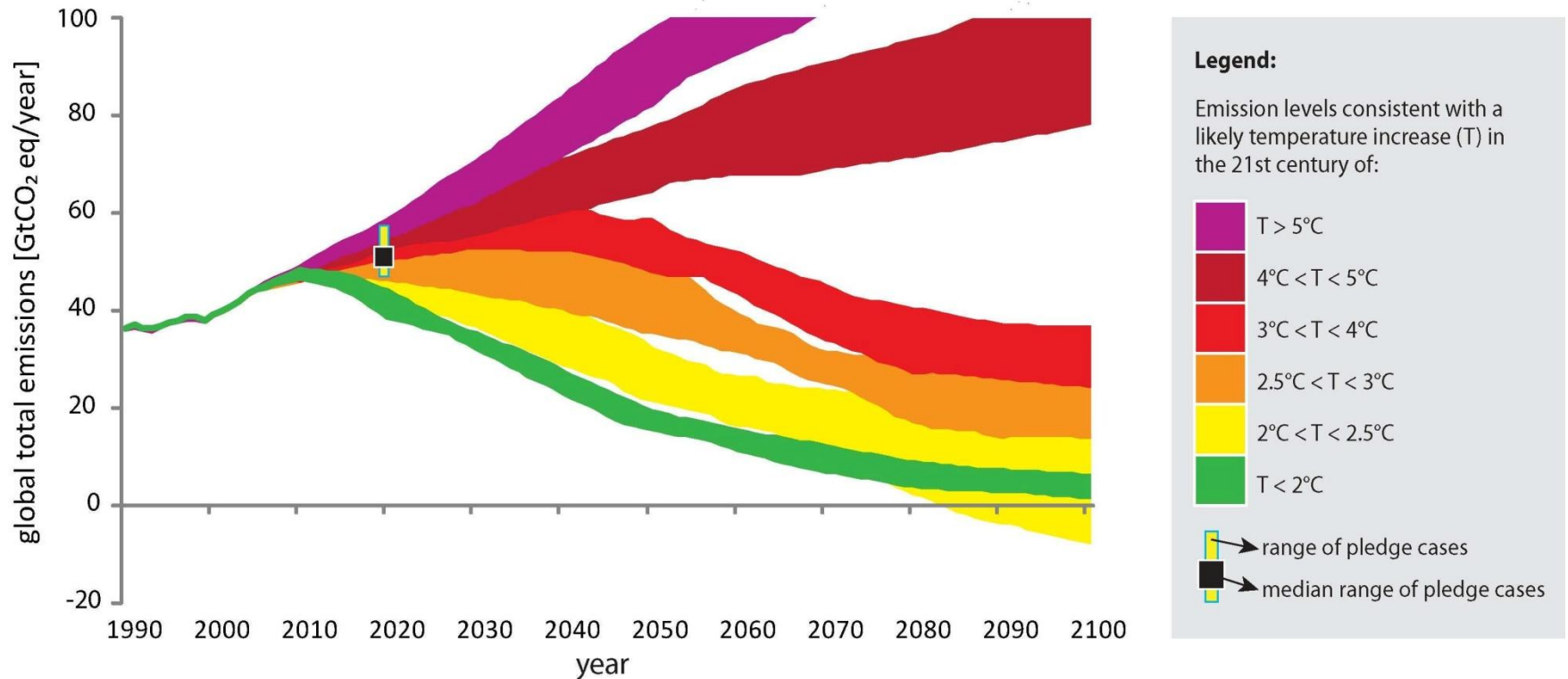
独立行政法人 国立環境研究所
社会環境システム研究センター
持続可能社会システム研究室 室長 亀山康子



排出ギャップは拡大方向：気候変動影響を十分抑制できず

Likely avoided temperature increase of IAM scenarios.

Bar superimposed in 2020 shows expected emissions from the pledges.



¹⁵The gaps between the coloured bands come about because this report mainly compiled pathways from low greenhouse gas stabilisation scenario.

気候変動に関する国際交渉の経緯

1992年 気候変動枠組条約 採択

1997年 京都議定書 採択 (COP3)

2005年 京都議定書発効と第1回議定書締約国会合 (COP11)

2009年 コペンハーゲン合意(COP15) (政治合意)

2011年 ダーバンプラットフォーム(COP17)

「すべての締約国に適用される、条約の下での議定書、別の法的文書
又は法的効力を有する合意された成果を作成するプロセスを開始する」

2012年 ドーハ会合(COP18)



気候変動問題に関する国際交渉の現状

気候変動枠組条約(UNFCCC)COP

京都議定書(KP)CMP

2007年 COP13 バリ行動計画(AWG-LCA)
交渉テーマ: 長期目標・排出抑制策
・適応策・途上国支援(技術と資金)

2005年 CMP1(AWG-KP)
交渉テーマ: 先進国の2013年以降
の排出削減目標(第2約束期間)

2009年12月 コペンハーゲン UNFCCC(COP15)/ KP(CMP5)
コペンハーゲン合意(政治宣言)(法的文章ではない)

2010年12月 カンクン UNFCCC(COP16)/ KP(CMP6)
カンクン合意(COP/CMP決定)作業計画

2011年12月 ダーバン UNFCCC(COP17)/ KP(CMP7)
ダーバンプラットフォーム(COP/CMP決定)2015年合意目指して交渉開始

(ADP)

2012年12月 ドーハ UNFCCC(COP18)/ KP(CMP8)
ドーハ・ゲートウェー

COP18・CMP8の成果(@ドーハ)

ドーハ・ゲートウェー： 複数同時並行で動いていた交渉プロセスの交通整理と、今後の交渉に向けた課題の提示

- (ア) ADPの作業計画を含むCOP決定： 主に翌年以降の会期日程等。
- (イ) 京都議定書改正案の採択等に関するCMP決定：AWG-KP終了。
改正案の採択→京都議定書第2約束期間確定。
日本やロシア等は議定書締約国だが約束期間には不参加。
上記不参加国は、CDM事業できるが、クレジット転売不可。
- (ウ) AWG-LCAに基づく成果に関するCOP決定：AWG-LCA終了。
2020年目標に向けた検証プロセス、2014年の隔年報告書、
新しいクレジット・オフセット方法、適応、REDD+等に関する、今後のさらなる検討。
- (エ) 緑の気候基金(GCF)に関する一連のCOP決定：実質的な始動に向けた手続き。
- (オ) 気候変動による損失と被害(ロス&ダメージ)に関するCOP決定：今後のさらなる検討に向けた課題の洗い出し。

気候変動影響に対する国際的な対応の変遷

初期

気候変動枠組条約～京都議定書採択(～1997年)

緩和策(温室効果ガス排出量削減)が中心。適応策の議論は、「緩和策からの逃避」と受け止められた。

京都議定書時代

京都議定書採択～コペンハーゲン(1998～2009年)

緩和策のみならず、適応策の重要性認識。ある程度の悪影響は避けられないと受け止められた。

また、REDD+など、生物多様性条約等との調整が必要な課題も登場。

新枠組み時代

コペンハーゲン以降(2009年～)

適応し切れない分野における損失&被害に対する補填を要求する途上国増大。

損失や被害が気候変動に起因するかどうかの判定が問題。

まとめ：今後の「気候変動への適応」

- ・気候変動問題への対処は「緩和策」「適応策」「損失&被害」の3本柱。
「緩和策」の推進が、結果的に「適応策」「損失&被害」の負担を下げる。
低炭素社会＝自然共生社会 ともいえよう。
- ・緩和策：排出量目標設定は「bottom up」と「top down」のハイブリッドを模索。
- ・適応策の位置づけ：多国間（気候変動枠組条約）の下で扱われることと、その他のフォーラムの活用。
 - ADP（新枠組み）の中に適応策が含まれるかは不明。
 - 地域（regional）や国内の地方（local）なレベルでの対策が即効性あり。
- ・現状での「損失&被害」は保険制度や補償など経済的観点に限定されており、先進国の消極的姿勢につながっている。「損失&被害」を最小化するための緩和行動&適応行動との関連性について認識の共有が必要。
 - 自然共生とのつながりなど、気候以外の価値の重要性

ご静聴ありがとうございました。

ご質問は亀山へ

ykame@nies.go.jp